

発議 2号

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治 様



令和 7 年 9 月 22 日

写

提出者 かすみがうら市議会議員

櫻井 篤行

賛成者 かすみがうら市議会議員

小倉 博

賛成者 かすみがうら市議会議員

久松 公生

賛成者 かすみがうら市議会議員

鈴木 貞行

賛成者 かすみがうら市議会議員

服部 一

提出者 かすみがうら市議会議員

鈴木 東司

賛成者 かすみがうら市議会議員

塙本 直樹

賛成者 かすみがうら市議会議員

井上 有史

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

## 櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反について調査するため、特別委員会を設置するものとする。

1 名 称 櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条

3 目 的 本事案については、櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けずに、農地のまま利用している現状がある。

このことは、去る令和7年9月18日に開催された市議会全員協議会において、来栖議長から以下のとおり概要説明があった。

- ①差出人不明による投書が、令和7年9月8日付で、かすみがうら市議会議長及び、私、櫻井繁行宛てに送付され、櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けずに、農地のまま利用していることが同封された土地登記事項証明書の写しにより判明。
- ②議長からの聞き取り調査において、櫻井健一議員本人からも同法による手続きが完了していない旨の報告を受けている。
- ③同様の投書が、宮嶋市長宛てにも送付されており、今後、市農業委員会事務局においても速やかに行政指導していく旨の報告を受けている。

以上の状況を踏まえ、櫻井健一議員並びに市農業委員会事務局のほか関係部署等から現状報告及び意見聴取に基づく調査を行い、かすみがうら市議会としても対処すべきと考える。

市議会議員は属する機関が合議制であることを、議員一人一人が今一度十分に自覚したうえで、公正公平かつ誠実な行動が求められている。よって、本件については、調査特別委員会を設置し、かすみがうら市議会議員としての規律や議会の秩序を遵守すべき議員の責務において、ここに特別委員会設置の動議を提出する。

4 委員の定数 櫻井健一議員及び議長を除く14名のかすみがうら市議会全議員